

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 配当異議請求控訴事件

国側当事者・国

令和6年9月5日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和6年2月8日判決、本資料274号・順号2024-4)

判 決

控訴人	X 1
被控訴人	株式会社X 2 (以下「被控訴人機構」という。)
上記代表者代表取締役	A
上記訴訟代理人弁護士	中島 信一郎 西島 義昭
被控訴人	国 (以下「被控訴人国」という。)
上記代表者法務大臣	小泉 龍司
上記指定代理人	橋本 政和 町田 和俊 佐藤 玲央 小林 正明 岩田 伊史
被控訴人	Y (以下「被控訴人協会」という。)
上記代表者理事	B
上記訴訟代理人弁護士	飯野 雅秋

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 原判決別紙1の配当表を取り消し、本判決別紙記載のとおりに変更する。

第2 事案の概要(以下略称は、原判決の例による。)

- 1 本件は、C信用組合(本件組合)がEに対してした貸付け(本件貸付)に係る債務を相続した控訴人が、東京地方裁判所が被控訴人機構の申立てにより実施した原判決別紙物件目録記載の建物(本件建物)に係る不動産競売事件(本件競売事件)において作成された、被控訴

人らが債権者として記載された原判決別紙1の配当表（本件配当表）について、原判決別紙2のとおり、被控訴人機構の配当実施額を0円に変更することを求める事案である。

原審は、本件訴えのうち被控訴人国及び被控訴人協会に対する請求に係る部分を被告適格を欠くとしていずれも却下し、控訴人のその余の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。なお、控訴人は、当審において、本件配当表を本判決別紙記載のとおり、被控訴人機構の配当実施額を536万4163円に変更する旨を求めており、その限度で原判決に対する不服を申し立てているものである。

2 前提事実及び当事者の主張は、後記3に当審における控訴人の補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2（原判決2頁18行目冒頭から4頁18行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

被控訴人機構は、本件組合から債権譲渡を受けたときに本件貸付の元本が存在していたこと及び担保不動産競売開始決定がされたときに債権計算書（乙A5）に記載されている額の債権を有していたことをいずれも証明できていない。

したがって、本件配当表は本判決別紙のとおりに変更されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件訴えのうち被控訴人国及び被控訴人協会に対する請求に係る部分をいずれも却下し、その余の請求を棄却すべきであると判断する。

その理由は、後記2において当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1及び2（原判決4頁20行目冒頭から5頁6行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

当事者の間に争いのない事実、証拠（乙A4の1、乙A5）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人機構が本件組合から債権譲渡を受けたときに本件貸付の元本が存在し、かつ、被控訴人機構は、担保不動産競売開始決定がされたときに債権計算書（乙A5）に記載されている額の債権を有していたと認められ、上記の認定を覆すに足りる的確な証拠は見当たらない。

その他、控訴人が主張する点は、前記認定判断に照らし、いずれも採用することができない。

3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 永谷 典雄

裁判官 佐野 信

裁判官 福渡 裕貴

別紙 省略